

○御前崎市境界確定事務取扱要領

令和元年11月5日告示第63号

改正

令和3年9月6日告示第175号

御前崎市境界確定事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、市が所管する次の各号に掲げる財産（以下「市有財産」という。）とこれに隣接する土地との境界確定の事務について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 市が所管する認定市道及び認定外道路
- (2) 市が所管する普通河川及び準用河川
- (3) 市が所管する法定外公共物及びその他公共物

(境界確定申請者)

第2条 この告示に規定する境界確定申請を行う者（以下「申請者」という。）は、市有財産に隣接する土地所有者とする。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる者を申請者とすることができる。

- (1) 申請地の土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とし、法人が解散又は破産等をしているときは、当該法人の清算人又は破産管財人
- (2) 申請地の土地所有者が官公庁、特殊法人の場合は、法律、定款、寄附行為に定める者
- (3) 申請地の土地所有者が死亡している場合は、相続人全員又は、相続人全員より委任を受けた相続人代表者
- (4) 申請地が共有の場合は、共有者全員又は、他の共有者より委任を受けた共有代表者
- (5) 申請地の土地所有者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）である場合は、当該制限行為能力者の法定後見人（法定代理人、成年後見人、保佐人及び補助人）又は任意後見人
- (6) 申請地の土地所有者が不明である場合は、土地所有者の法定代理人（財産管理人等）

(7) 国又は地方公共団体が施行する公共事業に伴う境界確定の場合は、前各号の規定にかかわらず、施行主体の官公署

(8) 前各号に掲げる者のほか、申請地について権利を有すると市長が認めた者

2 前項各号に定める申請者は、境界確定申請の事務を次に掲げる者（以下「代理人」という。）へ申請を委任することができる。

(1) 行政書士、土地家屋調査士、測量士、国又は地方公共団体が測量業務を委託する測量業者等

(2) 開発行為等に係るもので、土地所有者が多数いる場合は、土地所有者全員から委任を受けた事業施行者

（境界確定の申請）

第3条 申請者は、境界確定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 案内図（住宅地図等）

(2) 公図写し（申請箇所に朱線を加えること）

(3) 申請地の測量図（復元しようとする境界座標及び使用する基準点が入った図面）

(4) 申請地の土地登記事項証明書及び地積測量図（原本の写しに申請者又は代理人による原本であることの証明でも可とし、住民登録の住所と異なる場合は、そのつながりを証する住民票等も添付する。）

(5) 申請者の印鑑登録証明書（申請日の前3か月以内に交付を受けたものであり、原本の写しに申請者又は代理人による原本であることの証明でも可とする。）

(6) 相続関係図（申請者と土地登記事項証明書の所有者に相違がある場合添付するものとし、戸籍謄本を提出又は提示する。）

(7) 委任状（前条の規定により委任を受けている者又は代理人が申請する場合）

(8) 前条第1項第5号から第8号までに該当する場合は、それを証する書類

(9) その他市長が境界確定に必要と認める書類

（書類審査）

第4条 市長は、申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要があるときは、申請者に期限を設けて書類の補正を求めるものとする。

2 市長は、申請が適当であると認めるときは、これを受理し、申請者又は代理人に対し、現地立会を行う旨を通知するものとし、同時に現地立会が必要と認められる申請地の隣

接地の土地所有者、利害関係人その他参考人等（以下「関係人」という。）に対し申請者から現地立会を依頼させるものとする。

（事前調査）

第5条 申請者又は代理人は、境界確定協議（以下「立会協議」という。）の実施に当たり、資料収集、筆界調査及び測量を行い、申請者が主張する境界を明確にした上で立会協議に出席するものとする。

（現地立会による立会協議）

第6条 現地立会による立会協議は、市職員、申請者及び関係者の出席により実施するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 立会協議は、申請地の測量図、地積測量図、公図写、土地登記事項証明書その他の参考とするべき資料に基づいて協議するものとする。

3 市有財産の幅員確認が必要であると市長が指示したときは、申請者から対側土地所有者へ現地立会を依頼し、立会協議へ出席することを求めることとする。

4 過去に境界確定が完了しており、市有財産と申請地の間に不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図が示す境界と境界標が相違なく現存している場合においては、立会協議を行うことなく協議が成立したとみなすことができる。

（立会協議の成立）

第7条 市長は、立会協議が成立したときは、境界確定協議報告書（様式第2号）に前条による立会協議に出席した者の署名を求めるものとする。

2 申請者は、立会協議の成立後から3か月以内に、確定した境界座標、使用した基準点の入った境界確定図（申請から境界座標の変更がない場合は不要）及び境界座標に設置した境界標の写真（以下「成果品」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市が境界確定のための測量調査を実施した場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による手続完了後、公図写し（確定箇所には朱線を加えたもの）及び境界確定図各2通が提出された場合は、その内容を審査し、必要に応じて境界確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（境界標の設置）

第8条 市長は、立会協議が成立したときは、申請者又は代理人へ境界標（プラスチック杭、金属板等）を支給し、申請地と市有財産の境界に境界標を設置させるものとする。

（立会協議の不調）

第9条 市長は、以下に該当する場合は、立会協議不調事案として処理するものとする。

- (1) 立会協議の結果、合意に達しない場合
- (2) 申請を受理した日から3か月を経過しても立会協議が行われない場合
- (3) 市が境界確定のための測量調査を実施した場合を除き、立会協議が成立した日から3か月を経過しても、市長に対し成果品の提出がなかった場合
- (4) 申請を受理した日から5か月を経過しても関係土地の所有者全員の承諾が得られない場合

2 前項に定める期間内に申請者から延長の申出があり、市長が当該申出に正当な理由があると判断した場合は、新たに期間を定めた上で、前項の期間を延長できるものとする。

(申請書の返戻)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、境界確定申請返戻書（様式第4号。以下「返戻書」という。）により通知する。

- (1) 第2条第1項各号の要件に欠ける者の申請があった場合
- (2) 第2条第2項各号の要件に欠ける者の申請があった場合
- (3) 第4条第1項の規定による申請書類の補正が期限内に行われない場合
- (4) 第6条に規定する立会協議が成立しない場合
- (5) 申請地又は隣接地について、所有権確認等の争訟が行われている場合（訴訟内容により境界確定を行っても支障がない場合を除く。）

2 市長は、前項の規定により返戻書を通知した場合は、申請者に対し境界確定申請書及び添付書類を速やかに返戻するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年1月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第1号（第3条関係）

課 内 回 覧	課 長	課長補佐	係 長	整 理 番 号
				.
	課 僚			立 会 日 時
				.

## 境界確定申請書

次のとおり市有財産に接続する土地の境界を確定したいので、申請します。

年 月 日

御前崎市長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電 話  
実印

住 所  
代理人 氏 名  
電 話

### 1 境界確定する土地と市有財産

#### (1) 境界確定する土地

大 字	字	地 番	地 目	地 積

#### (2) 接続する市有財産

大 字	字	地 番	地 目	地 積

### 2 申請理由

--

3 境界確定通知書 要 ・ 不要

### 4 添付書類

- (1) 案内図（住宅地図等）
- (2) 公図写し（申請箇所に朱線を入れる。）
- (3) 測量図（復元しようとする境界座標及び基準点が入った図面）
- (4) 申請地の土地登記事項証明書及び地積測量図
- (5) 申請者の印鑑登録証明書
- (6) その他要領に定める必要書類

様式第2号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

## 境界確定協議報告書

下記のとおり境界立会をしたところ境界確定協議が成立（不調）となりましたので報告します。

### 記

- 1 立会日 年 月 日（ ）
- 2 境界確定地 地区 字 番 ～ 番 地先
- 3 立会内容 別紙のとおり
- 4 立会者（行が足りない場合は、適宜、行を追加してください。）

立会者	住所・会社名	立会者氏名	地権者との関係	備考
申請者				
代理人				
隣接地所有者				
対側地所有者				
利害関係人				
市職員				
特記事項				

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

御前崎市長



## 境界確定通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の土地と市所管財産との境界については、別添境界確定図に朱線で示したとおり確定したので通知します。

### 記

1 土地の所在（私有地）

御前崎市

字

番

2 土地の所在（市所管財産）

御前崎市

字

番

3 添付図書

境界確定図・公図写



様式第4号（第10条関係）

様式第4号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

御前崎市長



## 境界確定申請返戻書

年 月 日付で申請があった境界確定申請については、下記のとおり返戻します。

### 記

- 1 申請箇所 御前崎市 字
- 2 返戻理由